

記入については、**黒**のボールペン等をご使用ください。ただし、フリクション等の消えるインクはご使用できません。

記入例

生活福祉資金（総合支援資金特例）特例貸付

借用書

借入申込書でお申込みの金額をご記入ください。
※金額を訂正する場合は、**必ず訂正印**を押してください。

金額	60万円
借入期間	ア. 20万円（複数世帯） イ. 15万円（単数世帯） ウ. その他（ ）

×（3）ヵ月 ※3ヵ月上限

住民票に記載されている通りに、借入申込者が住所・氏名を自筆してください。
※外国籍の方は通称名も記載

単身世帯は15万円以内、2人以上の世帯は20万円以内で、借入希望の金額及び月数を選択もしくは記入してください。

令和 年 月 日 ※京都府社協記入欄

京都府社会福祉協議会会長 殿

朱肉の印鑑を押印してください。
(スタンプ印は不可)

住所	京都市 ★区 □□□□ △△番地
氏名	福祉 一郎 福印 通称名 (外国籍の方等)
生年月日	大正 昭和 平成 ●●年 ●●月 ●●日生

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	令和5年12月末まで
	償還期間	ア. 10年 イ. その他（ ）年（ ）
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかった場合の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。	

借入申込書と同様の「償還期間」の月数、「償還方法」をご記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、京都府社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

この欄は記入不要